

鳥取県監査委員公告第2号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第7項の規定に基づき、平成22年度決算に係る財政的援助を与えているもの等（財政的援助団体等）の出納その他の事務の執行に関する監査を実施したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告及び同条第10項に規定する意見を次のとおり公表する。

平成24年2月10日

鳥取県監査委員 山 本 光 範
鳥取県監査委員 米 田 由 起 枝
鳥取県監査委員 伊 木 隆 司
鳥取県監査委員 山 根 眞 知 子
鳥取県監査委員 興 治 英 夫
鳥取県監査委員 前 田 八 壽 彦

第1 監査結果報告

1 監査の概要

(1) 監査の対象及び着眼点

地方自治法第199条第7項の規定に基づく財政的援助を与えているもの等の出納その他の事務の執行に関する監査の実施に当たり、監査対象の団体及びその区分ごとの主な着眼点を次のとおりとした。

ア 出資団体

県が、資本金、基本金その他これらに準ずるものの4分の1以上を出資している法人（以下「出資団体」という。）について、関係法令等を遵守し、出資団体の運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

イ 指定管理者

県が指定し、公の施設の管理を行わせている団体（以下「指定管理者」という。）について、関係法令等を遵守し、委託業務を行う上で公の施設の管理運営、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

ウ 補助金等交付団体

県が、原則として、補助金、交付金、負担金、貸付金及び利子補給金（以下「補助金等」という。）を5,000万円以上交付している団体又は単県補助金等を1,000万円以上交付している団体（以下「補助金等交付団体」という。）について、関係法令等を遵守し、補助金等の交付の目的に沿って事業、出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか。

(2) 監査の実施方法

監査は、次に掲げる方法により実施した。

ア 実地監査

監査実施団体に出向くことを基本とし、関係書類や事業等の実態を調査し、併せて関係者から説明を聴取して行う監査

イ 書面監査

監査実施団体に関係書類の提出を求め、必要に応じて関係者から説明を聴取して行う監査

(3) 監査実施団体の数

区 分	監査対象 団体の数	監査実施 団体の数	左の内訳	
			実地監査	書面監査
出資団体	36	20	19	1
指定管理者	10	3	3	0
補助金等交付団体	90	17	12	5
合 計	136	40	34	6

注 団体の数は、出資団体が指定管理者又は補助金等交付団体となっている場合は出資団体とし、指定管理者が補助金等交付団体となっている場合は指定管理者としている。

(4) 監査実施期間

平成23年11月～同年12月

(5) 監査の執行者

監査執行者は、次のとおりである。

監査委員	やま	もと	みつ	のり
	山	本	光	範
監査委員	よね	た	ゆき	え
	米	田	由	起枝
監査委員	い	ぎ	たか	し
	伊	木	隆	司
監査委員	やま	ね	ま	ちこ
	山	根	真	知子
監査委員	おき	はる	ひで	お
	興	治	英	夫
監査委員	まえ	た	や	すひこ
	前	田	八	壽彦

なお、地方自治法第199条の2の規定により、監査委員米田由起枝は財団法人ふるさと鳥取県定住機構について、監査委員興治英夫は社会福祉法人うわなだ福祉会について監査を行っていない。

2 監査結果

(1) 概要

全体としてはおおむね適正に処理されており、不適正の度合いが重大な指摘事項に該当する事項はなかった。なお、アからカまでに掲げるものを注意事項として、別途文書により、関係する部局長に対し、該当する団体を指導するよう求めた。

監査処置基準（抜粋）

指 摘	1 法令（条例、規則その他の規程を含む。以下同じ。）に違反したもの又は不当なもので、重大なもの
	2 著しく妥当性を欠くもの
	3 著しく不経済又は非効率なもの
注 意	指摘に至らない比較的軽易なもの

ア 収入事務

会計処理規程に従わない現金の扱い、現金出納簿の未整備、決裁権者でない者の決裁による収入

イ 支出事務

決裁権者でない者の決裁による支出

ウ 契約事務

予定価格の未決定、競争入札すべき契約を随意契約で処理、変更契約の未締結、その他契約事務手続の不適正

エ 補助金等の執行に関する事務

交付申請書の受理遅延、実績報告書の記載内容の誤り、実績報告書の金額誤り（補助金の過大受領：1万円未満）、その他補助金事務手続の不適正

オ 財産管理事務

台帳の未整備、郵券管理の不適正

カ その他

財務諸表の記載内容の誤り等

(2) 実施団体別の状況

ア 総務部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
公益社団法人鳥取県人権文化センター 〔指定管理施設〕 ・人権ひろば21	平成22年11月16日	指定管理 補助金等	9,524,758円 17,426,613円

注1 監査実施団体の所管部局は、団体の主たる業務内容を所管する部局で区分している。(以下同じ。)

2 実施団体欄の指定管理施設の名称は、「鳥取県(立・営)」の名称は省略している。(以下同じ。)

3 実施日欄に日付のみ記載している団体は実地監査を行った団体であり、日付とともに(書面監査)と記載している団体は書面監査を行った団体である。(以下同じ。)

4 財政的援助等の概要欄の指定管理の項の金額は、県が指定管理者と締結した管理運営に関する協定に基づいて平成22年度に支出した委託料であり、指名指定管理者の場合は精算後の額である。(以下同じ。)

5 財政的援助等の概要欄の補助金等の項の金額は、県が平成22年度に支出している補助金、分担金、負担金、利子補給金、給付金、交付金で相当の反対給付を受けないものの額及び貸付金額(平成21年度以前の貸付金の残額を含む。)の合計額である。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

イ 企画部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社団法人鳥取県私学振興会	平成23年11月10日	補助金等	89,895,408円
学校法人矢谷学園	平成23年12月8日	補助金等	565,637,861円
学校法人米子永島学園	平成23年11月24日	補助金等	378,830,002円
有限会社阪本進学教室	平成23年11月10日	補助金等	20,703,670円
財団法人鳥取県市町村振興協会	平成23年12月8日	補助金等	407,465,831円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ウ 文化観光局所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県文化振興財団 〔指定管理施設〕 ・県民文化会館 ・倉吉未来中心	平成23年11月17日	出資金額	2,000,000,000円
		出資比率	100%
		指定管理	320,526,199円
		補助金等	18,632,074円
鳥取県文化団体連合会	平成23年11月10日	補助金等	19,715,350円
公益財団法人鳥取県国際交流財団	平成23年12月1日	出資金額	400,000,000円
		出資比率	63.4%
		補助金等	38,912,154円
財団法人中海水鳥国際交流基金財団	平成23年11月24日	出資金額	150,000,000円
		出資比率	49.8%
財団法人因幡街道ふるさと振興財団	平成23年11月10日	出資金額	10,000,000円
		出資比率	38.3%
		補助金等	350,000円
財団法人鳥取県観光事業団 〔指定管理施設〕 ・鳥取砂丘こどもの国 ・氷ノ山自然ふれあい館 ・鳥取二十世紀梨記念館 ・中国庭園燕趙園 ・中国庭園燕趙園飲食施設及び売店 ・夢みなとタワー ・とっとり花回廊	平成23年11月16日 及び17日	出資金額	500,000円
		出資比率	100%
		指定管理	663,027,000円
		補助金等	69,825円
社団法人鳥取県観光連盟	平成23年11月30日 (書面監査)	補助金等	72,112,000円
アジアナ航空株式会社山陰支店	平成23年11月10日	補助金等	70,648,025円

注 財政的援助等の概要欄の出資比率の数値は、小数点第2位以下の切捨てをしている。(以下同じ。)

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

エ 福祉保健部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
社会福祉法人うわなだ福社会	平成23年12月2日 (書面監査)	補助金等	29,391,743円
社会福祉法人宏平会	平成23年11月24日	補助金等	100,702,340円
社会福祉法人清和会	平成23年11月25日 (書面監査)	補助金等	26,366,730円
社会福祉法人やず	平成23年11月29日 (書面監査)	補助金等	33,479,006円
社会福祉法人敬仁会	平成23年12月1日	補助金等	106,574,932円
財団法人鳥取県臓器バンク	平成23年11月29日 (書面監査)	出資金額	52,640,000円
		出資比率	59.3%
		補助金等	10,446,513円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

オ 生活環境部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県天神川流域下水道公社 〔指定管理施設〕 ・天神川流域下水道	平成23年11月17日	出資金額	1,500,000円
		出資比率	50.0%
		指定管理	358,921,676円
財団法人鳥取県環境管理事業センター	平成23年11月24日	出資金額	66,700,000円
		出資比率	34.0%
		補助金等	16,015,415円
財団法人鳥取県食鳥肉衛生協会	平成23年11月10日	出資金額	600,000,000円
		出資比率	88.2%
財団法人鳥取県生活衛生営業指導センター	平成23年12月8日	出資金額	2,000,000円
		出資比率	44.2%
		補助金等	14,909,558円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

カ 商工労働部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
境港商工会議所	平成23年11月25日 (書面監査)	補助金等	30,404,000円
鳥取県商工会連合会	平成23年12月6日	補助金等	635,765,000円
財団法人ふるさと鳥取県定住機構	平成23年12月8日	出資金額	1,000,000円
		出資比率	50.0%
千代三洋工業株式会社	平成23年12月6日	出資金額	40,000,000円
		出資比率	40%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

キ 農林水産部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要
------	-----	-----------

鳥取県農業協同組合中央会 〔指定管理施設〕 ・農村総合研修所	平成23年11月17日	指定管理	0円
		補助金等	6,448,134円
社団法人鳥取県果実生産出荷安定基金協会	平成23年11月24日	出資金額	7,500,000円
		出資比率	25.0%
		補助金等	4,989,772円
財団法人鳥取県野菜価格安定基金協会	平成23年11月24日	出資金額	15,000,000円
		出資比率	75.0%
		補助金等	26,618,547円
財団法人鳥取県畜産振興協会	平成23年11月10日	出資金額	60,000円
		出資比率	54.5%
		補助金等	33,745,000円
鳥取県農地・水・環境保全協議会	平成23年11月10日	補助金等	101,550,290円
株式会社鳥取林業サービス	平成23年12月6日	出資金額	48,000,000円
		出資比率	40.0%
		補助金等	50,725,195円
鳥取県東部森林組合	平成23年11月24日	補助金等	268,285,361円
株式会社谷尾樹楽園 〔指定管理施設〕 ・とっとり出合いの森	平成23年11月17日	指定管理	31,490,000円
鳥取県漁業信用基金協会	平成23年11月10日	出資金額	255,450,000円
		出資比率	34.4%
		補助金等	1,221,927円
財団法人鳥取県栽培漁業協会	平成23年12月1日	出資金額	218,000,000円
		出資比率	93.6%
		補助金等	30,721,000円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ク 教育委員会所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人鳥取県体育協会 〔指定管理施設〕 ・布勢総合運動公園 ・倉吉体育文化会館 ・米子屋内プール ・米子産業体育館 ・武道館	平成23年11月17日	出資金額	500,000円
		出資比率	42.0%
		指定管理	431,681,647円
		補助金等	113,769,589円

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項はなかったが、指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項があった。

ケ 警察本部所管団体

(ア) 監査実施団体、実施日及び財政的援助等の概要

実施団体	実施日	財政的援助等の概要	
財団法人暴力追放鳥取県民会議	平成23年12月6日	出資金額	260,281,000円
		出資比率	57.9%

(イ) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行について、特に指摘すべき事項及び指摘に至らない比較的軽易な注意すべき事項はなかった。

第2 監査意見

1 総務部、農林水産部、警察本部共通

県の出資する団体の運営財源について（財政課、水産振興局水産課、組織犯罪対策課）

県の出資する団体のうち、財団法人鳥取県魚の豊かな川づくり基金、財団法人暴力追放鳥取県民会議等、主に基本財産の運用益により事業を実施している団体において、利回りの低下により運用益が減少し、期待される事業費の確保が困難になっている団体が見受けられた。

これらの団体では事業実施に当たり、事業費の縮減に努めているが、一般正味財産を取り崩すなど事業運営に苦慮している。

このような状況が続けば、いずれ一般正味財産が枯渇し財源不足となることが危惧される。

については、県は、主として運用益により事業を実施している団体について、事業実態を確認の上、必要に応じて財政的支援を検討するなど、事業実施に支障がないよう配慮されたい。

2 企画部、教育委員会共通

私立高等学校の競技スポーツの振興について（教育・学術振興課、スポーツ健康教育課）

本県における少年の競技スポーツの振興については、県立、私立高校を問わず、主に県体育協会を通じて競技者の育成・強化等ソフト面の支援が行われている。また、優秀な指導者の確保が重要なことから、特に指導体制を強化する必要がある競技について、平成24年度から新たに私立高校等への指導者の配置を検討している。

近年の国民体育大会（以下「国体」という。）等の各種全国大会における本県の成績は、少年の活躍に依存するところが大きい、一部の競技を除き低迷している。

このような中、私立高校では、近年、相撲、ソフトボール、陸上、サッカー、硬式野球等において、国体等の各種全国大会での優勝・入賞や中国地区大会優勝など活躍がめざましい。

しかし、中には専用のグラウンドがないため、校庭を複数の部が交替で使用したり校外の公営グラウンドまで移動するなど、練習場所の確保に苦慮している状況が見受けられる。

については、県及び県教育委員会は、本県の少年の競技スポーツの現状や特性に配慮し、県立・私立高校が連携して競技力向上を図るなど、私立高校の競技スポーツの振興に対する支援のあり方について、関係機関と十分協議されたい。

3 文化観光局

(1) 財団法人因幡街道ふるさと振興財団の理事等について（交流推進課）

財団法人因幡街道ふるさと振興財団（以下「財団」という。）は、設立から10年を経過し、これまで石谷家住宅の維持管理に重点を置いて事業を実施し、石谷家住宅を重要文化財として保存及び活用を図っている。

今後は、一般財団法人への移行も踏まえ、設置目的にあるとおり、石谷家住宅を核とした歴史的町並みが残る智頭宿を交流拠点ゾーンとして、因幡街道沿いのその他の文化施設との連携を図った事業を展開することにより、地域の振興に資する取組を推進していくことが必要と考える。

しかし、現在の財団理事の構成を見ると、出資者を除く理事9名のうち7名が、建築又は造園の関係者であり、石谷家住宅の保全に重点を置いた構成となっている。

については、県は、財団理事について地域づくりの専門家を入れる等、設置目的である石谷家を核とする地域振興の取組の推進に向けて、智頭町及び財団と十分に協議されたい。

(2) アシアナ航空への財政支援について（国際観光推進課）

アシアナ航空の米子ーソウル便が平成13年度に就航して、10年を経過した。この間、県は、安定的就航が見込めるまでの措置として、運航経費に対する補助を毎年約75,000千円交付してきた。しかし、搭乗率は安定的就航の目安となる70パーセントに届かず、補助金は平成24年度以降についても平成26年度までの3年間債務負担行為を設定し、継続することを新年度予算で要求している。

これまで、各種PR事業や旅行会社商品造成支援等搭乗率向上策がとられているが、円高や平成23年3月の東日本大震災による福島原発事故の風評被害により、韓国からの搭乗率は伸び悩んでいる。

アシアナ航空が持つ日本と韓国との空路は、米子空港の外西日本に10空港にあり、韓国からの搭乗率の向上に向け他空港と連携した周遊型の旅行商品の開発等も検討する必要がある。

また、韓国への搭乗率の一層の向上に向け、島根県とも連携した取組を進める必要があるが、効果的な

利用推進策を講じるためには、搭乗者の発地や旅行目的等基礎的なデータ収集を行う必要がある。

ついては、県は、早期にこれまでの搭乗率向上策の検証を行うとともに、基礎的データ収集や分析を行う等により効果的な利用促進策の実施を図り、アジアナ航空への財政支援の縮小に努められたい。